

情 公 審 第 4 1 号
令和5年11月24日

島 根 県 知 事
丸 山 達 也 様

島根県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 永 松 正 則

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等
に関する事務の「特定個人情報保護評価」について（答申）

令和5年9月14日付け市町村第318号で諮問のあった標記事案について、次のとおり答申します。

記

島根県が行う「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審査会が特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1（2）に定める審査の観点を参考に点検を行ったところ、指針に定める実施手続等に適合しており、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

なお、当該評価書案は、当該システムで保有する情報に附票本人確認情報ファイルが追加されることに伴い見直しされたものである。このシステム変更によって、戸籍の附票を個人認証の基盤として、国外転出者についても、個人番号カード（マイナンバーカード）・公的個人認証（電子証明書）の利用が可能になることから、国外転出者が行政サービスを利用する際の利便性向上が期待される場所である。しかし同時に、当該システムで管理する情報の追加によって、検索・使用・出力する機会が増えることも見込まれ、これに伴いリスクも増えていくことになる。

今後も、特定個人情報の保護に最大限の注意を払い、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、より有効なリスク対策の実施に向けて、適宜必要な見直しを行いながら適正な管理運用について引き続き積極的に取り組むよう要望する。

(諮問第56号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 5年 9月 14日	実施機関から島根県情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問
令和 5年 10月 19日 (審査会第1回目)	実施機関の説明及び審議
令和 5年 11月 16日 (審査会第2回目)	実施機関の説明及び審議
令和 5年 11月 24日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会

参考人

山口 悟	島根県地域振興部地域政策課デジタル戦略室 CIO 補佐官
------	------------------------------